

滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業実施要領

農地農業用施設小災害復旧事業の実施については、滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱（平成 8 年 4 月 1 日付け滋農振第 217 号。以下、「県小災害交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

1 実施の基準

(1) 補助の対象（県小災害交付要綱第 3 条 1 項）

本事業の対象とする災害は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）が対象としている、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって生じた災害とし、異常な天然現象として取り扱う限度は次のとおりである。

1) 雨 量：24 時間雨量 80mm 以上

ただし、連続雨量または時間雨量が大であった場合（概ね 20mm/h 以上）および、上流地域の異常降雨による河川等の洪水または増水による場合はこの限りではない。

2) 風 速：最大風速 15m/s 以上

3) 洪 水：その地点の水位が警戒水位以上

ただし、融雪洪水のように長期にわたる出水の場合によるものはこの限りではない。

4) 干ばつ：連続干天日数（日雨量 5mm 未満の日を含む）20 日以上

(2) 対象地域（小災害交付要綱第 3 条 2 項）

1) 小災害交付要綱第 3 条 2 項の「中山間地域」とは、次のいずれかに該当する市町村および区域とする。

- ・過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）第 2 条 1 項の規定による過疎地域
- ・山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

2) 平均傾斜度 1/20 以上の地域における災害とは、被災箇所地形勾配が 1/20 以上である農地および農業用施設における災害とする。

(3) 対象事業費（小災害交付要綱第 3 条 3 項）

1 箇所あたりの復旧事業費とは、1 箇所の工事の費用であり、本工事費に付帯工事費、および測量試験費、用地補償費、機械器具費、ならびに応急工事費を加えたものを言い、滋賀県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和 55 年 10 月 1 日付け滋耕指 第 1088 号。以下、「県交付要綱」という。）第 3 条に準じることとし、その合計事業費が、1 箇所あたり 13 万円以上かつ 40 万円未満のものを対象とする。

2 事業の採択および事務手続き

(1) 被害報告（小災害交付要綱第 6 条）

- 1) 事業の採択を受ける地区は、滋賀県農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要領（以下、「県取扱要領」という。）第 2 に定める被害報告書において報告されている地区でなければならない。
- 2) 被害報告は、暫定法の対象となる被害と併せて報告するものとし、その取扱いは県取扱要領に準ずるものとする。

(2) 採択申請（小災害交付要綱第 6 条）

- 1) 市町長は、指定する被災原因別に申請しようとする災害の申請地区別一覧表および審査表をとりまとめたうえ、別に定める日までに提出するものとする。
- 2) 同項に規定する事業主体が土地改良区である場合は、事業主体長は管轄区域内の災害を同様にとりまとめ、各々の被災箇所の所在する市町（複数市町の場合は全ての関係市町）を經由して提出するものとする。

(3) 審査(小災害交付要綱第6条2項)

- 1) 農業農村振興事務所長(以下「所長」という。)は、地区の審査を審査表により行うことができるものとするが、必要な場合は現地確認を行うものとする。
- 2) 審査表には、被災箇所の全体、被災状況、被災延長および寸法、被災前の構造等が判別できる写真、積算資料を必ず添付すること。
- 3) 小災害交付要綱9条1項に定める事業内容および事業費の軽微な変更の範囲は次のとおりとする。
 - ・事業費の30%以内の変更
 - ただし、事業量の変更は軽微な変更とはならない。
- 4) 所長は、前項の軽微な変更以外の変更地区が生じたときは、軽微な変更地区を含めて予算調整調書(滋賀県小規模土地改良事業実施要領の別紙様式第4号に準じる)を作成し、知事の意見を聞くものとする。